

新入生歓迎活動・新規構成員勧誘活動レギュレーション

2026 年度改定案についての意見募集の結果概要

2026 年2月2日

横浜市立大学学生自治会中央委員会執行部

新歓事業部監督課

・新入生歓迎活動・新規構成員勧誘活動レギュレーション 2026 年度改定案(以下、「新歓レギュレーション」といいます)についてのパブリックコメントによる意見募集を、2025 年 11 月7日(木)～2026 年1月 16 日(金)にかけて実施し、計3件のご意見を受理しました。

・いただいたご意見の概要及びそれに対する本会執行部新歓事業部の考え方について、以下の通りまとめました。なお、取りまとめの都合上、内容を適宜要約又は集約しています。

・また、今回の意見募集の対象とならない内容であったこと等から、取り上げていないご意見についても、今後の施策の参考とさせていただきます。

項目（章）	ご意見(概要)	ご意見に対する考え方
4, 新歓特例許可団体について	・新歓特例許可団体への認定基準の公開とそのプロセスの透明化及び、公認団体ではないことを明確にしてほしい。 ・新歓のレギュレーションにも公認団体と公認されていない団体の相違点を明確に記述するべき。 ・制限付きであっても、非公認団体の新歓活動への参加を認めることはやめてほしい。 ・大学側や中央委員会側からの明確な発信が足りておらず、学生たちへの周知が不足していると思う。	・第4号新歓特例許可団体の審査基準は、申請する際の予測可能性の保証と透明性の確保の観点から、今年度は公開します。また、例年の公示や冊子等においても、公認団体ではないことを記載しています。 ・新歓レギュレーションや例年の公示や冊子等でも、団体の区別をする表記を行っています。 ・大学公認ではない団体においても条件付きで新歓活動を許可することで、課外活動の活性化を図る目的があります。 ・ご意見として承ります。本会としても広報については課題があると認識しており、引き続き周知の徹底に努めます。

	・また、公認ではない団体であるということ自体やいわゆる非公認団体の存在と公認団体の線引きがあいまいであり、新入生や上級生の学生たちへの周知が不足していると思う。	・ご意見として承ります。新入生を含めた学生に向けた情報発信の方法については、引き続き検討します。
14,違反行為に対する措置	・「2. 本会執行部は、1により警告を受けた団体又は個人が、新歓レギュレーションに違反する行為を中止しない場合には、当該行為を直ちに実力により制止することができます。」について 本文中の「実力で制止することができます」という表現は、文言上「自ら武力等の物理的強制力を用いて行為を制止することができる」とも解釈されうるものではないか。 そのため次のように表現を改めてはどうか。 「必要に応じて大学の安全管理担当者または警察、もしくはその双方に通報し、現場の安全確保のために必要最小限の非暴力的措置(例:立ち退き要請、会場からの一時的排除、警告放送、記録保全)を行うことができます。ただし、生命または身体に対する急迫かつ重大な危険が明らかに存在する場合に限り、前述によらず実力を用いた制止を行うことができます。」	・表現等によって誤った解釈を招く恐れがあるというご指摘に基づき、ご提案いただいた文案も参考にしながら、当該文章のうち「実力により」の部分を修正しました。

	・第4号新歓特例許可団体にとって、ペナルティにあたるものはあるのか。	・第4号新歓特例許可団体に対するペナルティについては、団体の特性も踏まえ、警告や制止を行った事案又はペナルティを科す対象となった事案が生じた場合、必要な手続きを経て第4号新歓特例許可団体の許認可の取り消すことが考えられます。 - また、次年度以降も当該団体から申請があった場合は、前年度の事情等を総合的に勘案し、申請を棄却することも想定されます。
その他	【募集期間】について ・2025 年 12 月 17 日までがパブコメの対応目安期間とあるが、次年度以降の参考になる場合があるということについて、それを十分に周知しないのはどうか。 ・告知やリマインドの時点で明確にそれを周知すべきではないか。	・ご意見として承ります。来年度の新歓レギュレーション策定時に実施するパブリックコメントの参考とさせていただきます。